二　Ａ一海域及びＡ二海域（Ｆ一Ｂ電波二、一八七・五kHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏（Ａ一海域を除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。）のみを航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

(1)・(2)　略

(3)　船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

(一)　ナブテックス受信機　一台

(二)　略

(4)　略

三　Ａ一海域、Ａ二海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局等にあつては、次の機器

(1)　送信設備及び受信設備の機器

(一)　略

(二)　中短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器　一台（総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第四条の規定により第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備の機器を備えるものを除く。）の義務船舶局であつて、中短波帯及び短波帯（四MHzを超え二六・一七五MHz以下の周波数帯をいう。以下この項及び第三十二条の十において同じ。）の周波数の電波を使用する無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話が可能なものに限る。）の機器並びに中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機を備えるものは、この規定にかかわらず備えることを要しない。）

(2)　略

(3)　船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器

(一)　ナブテックス受信機　一台

(二)　略

(4)　その他の機器

(一)～(三)　略

(四)　中短波帯のデジタル選択呼出専用受信機　一台（総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶（船舶安全法第四条の規定により第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備の機器を備えるものを除く。）の義務船舶局であつて、中短波帯及び短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話が可能なものに限る。）の機器並びに中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機を備えるものは、この規定にかかわらず備えることを要しない。）

(五)・(六)　略

二　Ａ一海域及びＡ二海域（Ｆ一Ｂ電波二、一八七・五kHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏（Ａ一海域を除く。）であつて、総務大臣が別に告示するもの及び外国の政府が定めるものをいう。以下同じ。）のみを航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

(1)・(2)　同上

(3)　同上

(一)　ナブテックス受信機　一台

(二)　同上

(4)　同上

三　Ａ一海域、Ａ二海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

(1)　同上

(一)　同上

(二)　中短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器　一台

(2)　同上

(3)　同上

(一)　ナブテックス受信機　一台

(二)　同上

(4)　同上

(一)～(三)　同上

(四)　中短波帯のデジタル選択呼出専用受信機　一台

(五)・(六)　同上